

2015(平成 27)年度 学習院大学法科大学院自己評価書

2016(平成 28)年 3 月

法科大学院自己点検・評価委員会

はじめに

本評価書は、学習院大学法科大学院（以下「本法科大学院」という）の教育研究水準の維持向上を図り、設立の目的と社会的使命を達成するために、「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」（2007(平成 19)年 4 月 1 日施行）に基づき、教育研究活動の現状について自ら点検評価を行い、公表するものである。

自己・点検評価は、上記規程第 2 条に基づき、9 つの項目について章ごとに行う。

第 1 章 本法科大学院の理念及び目的

第 2 章 教育の内容及び方法

第 3 章 成績評価及び修了認定

第 4 章 入学者選抜

第 5 章 学生の支援体制

第 6 章 教員組織

第 7 章 管理運営

第 8 章 施設、設備及び図書館

第 9 章 社会への対応

記述の方法としては、個別事項ごとに、(a) 現状の分析、(b) 点検・評価、(c) 改善の方策といった 3 区分に従い執筆した。

第1章 本法科大学院の理念及び目的

(1) 理念及び目的の適切性について

(a) 現状の分析

2004(平成16)年4月の開設以来、法曹養成に特化した法学教育を行うプロフェッショナル・スクールとして、本法科大学院では、国民のための司法の担い手として活躍することのできる法曹の養成を目的としてきた。社会生活上の医師としての法曹を育成すること、法に基づき公正かつ合理的に紛争を解決することのできる法曹の養成を重視してきた。市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで、多様な形で生起する法律問題に適切に対処することができるよう、人権感覚、国際的視野のほか、高度な専門的知識を備え、実務を的確にこなすことのできる能力を身につけた法曹の育成を目的とする。本法科大学院では、以上の見地から、社会に貢献しようという志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことを教育上の最重要目標としてきた。

上記の目的から、教育課程においては、企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域で活躍することが期待でき、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれとしてもその職責を十分に果たすことができるオールラウンドな能力の涵養に力点を置いてきた。

もともと、当初の3000人司法試験合格という目標が変更され、司法試験合格率が全国的に低迷する中、法科大学院志願者が激減するなど、法科大学院制度を取り巻く環境は厳しさを増している。当初74校存在した法科大学院も、今後の募集停止も含めて2016(平成28)年3月時点で44校までに減少している。こうした状況変化の中で、意欲ある志願者を集め、入学者の学力に応じて丁寧で段階的な教育指導を行う必要性は、一層強まっている状況にある。こうした激変する環境変化の中にあっても、上記目的を地道に達成していくことが社会から求められていると考えている。

(b) 点検・評価

本法科大学院においては、国民の司法を担うための法曹を養成するための専門教育機関であることを重視して、法的思考力を鍛え、書く力、話す力を身につけることが重要であるといった観点から、教育を実施している。こうした認識は学生にも広く浸透し、毎日の地道な学習を通じて上記能力を高めることが法曹としての活躍につながるものが自覚されてきた。

(c) 改善の方策

上記のような現状に鑑みると、本法科大学院の教育理念・目標に関する限り、特に改善を要する点は認められない。もともと、法科大学院をめぐる状況、司法試験の現状から、司法試験を過度に意識した受験技術教育に流される誘因が極めて強いことから、上記の目的を学生たちに一層周知せしめるように努めることが望ましいことは言うまでもない。上記目的を達成するに足る教育環境を整備することに最大限留意して、今後も一層の努力を進めていくことが必要である。

(2) 理念及び目的の周知徹底について

(a) 現状の分析

本法科大学院の理念・目的・教育目標等については、毎年度刊行している本法科大学院

の広報誌において説明するほか、インターネット上の広告や本法科大学院のホームページに掲載して周知を図っている。また、法科大学院に関心をもち、あるいは進学を希望する一般の人たちに向けて毎年大学の内外で行っている複数の法科大学院入試説明会でも本法科大学院の理念・目的・教育目標等を説明し、希望者には個別面談の形をとって丁寧に説明している。さらに、在学生に対しても、法科大学院が法曹養成のための高度な法学専門教育を施す場であり、決して新司法試験に合格するための技術を身につけさせるような場ではないことを、繰り返し機会を捉えて周知徹底している。

(b) 点検・評価

本法科大学院の理念・目的・教育目標等を周知するための方法として、新聞各紙への広告の掲載等も行っていたが、予算的にも限界があるほか、その宣伝効果に疑問もあり、限られたスペースの中で十分な説明を行うことは困難であると判断し、この方法は縮小した。むしろ今日ではインターネットを通じての情報提供が有効であることから、その点に重点を置いて、本法科大学院の理念・目的・教育目標等の周知徹底を図ることとしている。本報告書をホームページに掲げることも、こうした周知徹底活動の一環をなすものである。

(c) 改善の方策

方法の面では特に改善すべき点はないと思われる。今後は、現在法科大学院で法曹を目指して勉学に励んでいる学生たちに対して、各種の授業や行事を通じて、どのような法曹になろうとしているのか、なぜそれを目指すのか、繰り返し自覚を促し、国民のための司法を担う法曹を養成するという本法科大学院の理念・目的・教育目標等を周知徹底させることが必要だと考えている。

(3) 人材養成という観点からみた理念・目的の達成状況について

(a) 現状の分析

2011(平成23)年から2015(平成27)年までの5回の新司法試験において本法科大学院から合計66名の最終合格者を出している。2015(平成27)年5月の第10回司法試験においては、受験者111名中13名が最終合格し、合格者数は74校中27位(合格率は11.7%(74校中37位))となっている。

(b) 点検・評価

数字に現われたこれまでの新司法試験の結果は、決して満足すべきものではないと考えている。法科大学院の理念・目的の基本を崩すべきではないが、個々の学生の能力に応じて丁寧に教育指導を行っていく必要性は年々高まっている。

(c) 改善の方策

司法試験は、法科大学院における教育の成果を確かめるための試験であり、自分の頭で事案を整理し、問題点を発見し、合理的で妥当な解決を導き出し、結論と根拠を的確に表現する能力を身につけているかどうかを試すものである。そのような力を培うことが結果的に新司法試験の合格実績につながるはずであり、本法科大学院としては、法律基本科目を中心に丁寧に時間をかけて個々の学生の能力向上に努めていく所存である。

第2章 教育の内容及び方法

(1) 授業形態と単位の関係について

(a) 現状の分析

講義及び演習については、15回の授業をもって2単位としている。演習科目に分類される「法学入門演習」および「法文書作成指導（1～4）」については、8回の授業をもって1単位としている。「エクスターンシップ」については、夏期（8月から9月）に2週間程度の集中講義として実施し、単位数は1単位としている。

(b) 点検・評価

本法科大学院は、1学年の定員が30名（法学既修者24名、未修者6名）であり、2015（平成27）年度の入学者は、19名（法学既修者13名、法学未修者6名）であるため、いずれの科目についても、20名程度以下の少人数クラスで授業を行っている。講義形式であるか演習形式であるかを問わず、双方向・多方向の授業が行われており、予習・復習に要する時間の点でも、単位数の計算において講義と演習とを区別する合理性はないと考えられる。そのため、講義と演習については、単位の計算方法を統一している。

「民事模擬裁判」については、かつては1単位であったが、授業時間外で学生が準備することが多いため、2011（平成23）年度から2単位とした。

「法文書作成指導（1～4）」については、各担当教員によって授業の進め方が異なるが、文書の作成のために判例・文献を調査し、読み込む必要があるため、課題の提出とその講評は2週間に1回程度とし、その間に質問がある場合には、担当教員と個別面談をするのが、標準的な方法である。この方法であれば、1単位が適切であると考えられる。

「エクスターンシップ」については、実施期間が2週間程度であること、複数回履修が可能であることなどから、1単位が適切であると判断したものである。

(c) 改善の方策

各授業科目の単位計算方法は妥当であると思われる。ただし、「民事模擬裁判」のように、学生が準備に要する時間を単位数に反映させるべきとの考え方から、単位数を見直した科目もある。今後、類似のケースが生じた場合には、同様の措置を検討することとなる。

(2) 単位互換方式について

(a) 現状の分析

本学専門職大学院学則第13条は、単位認定について以下のように規定している。

「本法科大学院は、法科大学院履修規程の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。」

ここでいう「学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位」について、法科大学院履修規程（以下、「履修規程」という）第4条第1項は、「学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、33単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある」と規定し、同条第2項

は、「学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合」にもこれに準ずる扱いがされることを定めている。また「学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)」を本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす場合の単位数については、履修規程第5条第2項において、「第4条の規定により本法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて24単位(ただし、同条でみなすことがある単位のうち、24単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする」と定めている。さらに、履修規程第6条第1項において「法学既修者である学生については、第4条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、9単位を超えないものとする」と定め、同条第2項において「法学既修者である学生については、前条の規定は適用しない」と定めている。

これらの規定により、法学既修者である学生については、履修規程第1条第2項により入学時に修得したものとみなされる24単位のほかは、本法科大学院に入学後、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を9単位まで本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるにとどまり、入学前に大学院において修得した単位について修得単位とみなすことはない旨が明らかになっている。

なお、学生が本法科大学院に入学後、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、現在、単位互換の協定を締結している他の大学院がないため、行っていない。

(b) 点検・評価

すでに述べたように、現在は単位互換の協定を締結している大学院または外国の大学院がないため、学生が本法科大学院に入学後、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を認定することは行っていない。これは、本法科大学院においては、法律基本科目のほか、展開・先端科目、基礎法科目が数多く提供されており、単位互換の必要はとくに認められなかったという理由による。

(c) 改善の方策

単位互換制度を導入する可能性については、今後、検討する余地はあるようにも思われるが、本法科大学院で提供する科目を充実することは重要であり、安易に単位互換に頼るべきではないと考えられる。

(3) 社会人学生、外国人学生に対する教育上の配慮について

(a) 現状の分析

本法科大学院においては、社会人を相当数受け入れているが、社会人についてだけ、他の学生と異なる教育課程を編成したり、特別な教育研究指導を行ったりするといったことはない。外国人留学生については、受け入れている。

(b) 点検・評価

社会人が勤務を続けながら法科大学院に在籍する場合には、社会人を対象とした特別な授業科目の履修を認めたり、授業時間割において配慮をしたりするといった工夫が必要であるかもしれない。しかし、法科大学院の授業科目の履修に際しては、予習・復習や課題の

提出などにきわめて多くの時間が必要であり、社会人でない学生であっても、時間的な余裕はないのが通常である。本法科大学院においても、社会人は、入学前に勤務先から休職の許可を得て、学業に専念している。したがって、社会人について、教育課程編成や教育研究指導において特別な配慮をする必要は原則としてない、と考えられる。

ただし、たとえば、子どものいる学生がたまたま授業時間に子どもの学校行事に参加しなければならないような場合には、そのことに配慮する必要があると思われる。本法科大学院においても、そうした個別の配慮は行っており、それで、社会人に対する適切な対応が可能であると考えられる。

(c) 改善の方策

以上の理由から、現段階では、社会人に対する教育課程編成や教育研究指導における配慮について改善する必要はないと考えられる。

(4) 生涯学習への対応について

(a) 現状の分析

かつては、企業で勤務しすでに定年を迎えた者や司法書士として長年の実務経験を積んでいる者が、法曹資格を取得するために本法科大学院に入学した例もあった。現在でも、定年後に法曹資格の取得をめざす社会人に対して門戸を開いているが、定年後に本法科大学院に入学する者はほとんどないのが実情である。その原因としては、司法試験の合格率が低いことにくわえて、2011(平成 23)年度から予備試験制度が導入され、法曹資格を取得するために法科大学院に入学する必要性が低下したことが挙げられる。

(b) 点検・評価

能力・意欲のある社会人を学生として受け入れることは、教員や他の法科大学院学生も知的刺激を受けるなど、よい効果をもたらすことが過去の経験から明らかになっている。今後、希望者があれば、入学試験の成績を考慮したうえで受け入れるべきである。

社会人再教育という観点からは、科目等履修生や聴講生として社会人を受け入れることがあってもよいと思われる。

(c) 改善の方策

本年度後期から、「法曹リカレント教育プログラム」として、労働法および知的財産法の授業に弁護士を聴講生として受け入れる取組を開始した。対象となるのは、本学法科大学院を修了して弁護士となった者のほか、本学の法学部を卒業して他大学の法科大学院を経て弁護士となっている者である。弁護士業務に携わりながら授業を履修できるように、夜間や土曜日の授業開講とするなどの工夫を行っている。このプログラムが成果を挙げれば、提供する授業科目を拡大するなど、さらに充実した内容にしていくことが考えられる。

(5) カリキュラムにおけるケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合について

(a) 現状の分析

修了に必要な単位 107 単位 (既修者については 102 単位) のうち、必修科目である「法文書作成指導」 4 単位は、3～4 名程度の少人数の授業科目であり、毎回、課題について討論

をし、レポートを作成することを目的としている。その他の科目においても、教員と学生の間や学生相互間で討論をするのが慣例となっている。また、実務家教員の担当する科目においては、実際の事件に関する教材を用いたケース・スタディも行っている。

(b) 点検・評価

特定の課題について、学生が分析し、討論をする授業は、少人数であれば学習効果が上がる。本法科大学院の授業の履修者は最大で20名程度であり、前述の「法文書作成指導」や選択科目においては3～4名という規模で授業を行っている。そうした少人数の授業においては、ケース・スタディやディベートが効果的に行われている。

(c) 改善の方策

少人数の法科大学院であることのメリットを生かして、討論を中心とした授業の効率を上げるべきである。

(6) 高度職業人の活動を倫理面で支える授業科目について

(a) 現状の分析

第2年次第1学期または第3年次第1学期の配当科目として、「法曹倫理」（必修科目）を開講している。輪講の形式をとり、本法科大学院の専任教員のほか、実務経験の豊富な弁護士も非常勤講師として担当している。理論と実務の両面から、法曹として遵守すべき行動規範を講義するのが、この科目の目的である。

(b) 点検・評価

「法曹倫理」は、法曹としての倫理を実例に即して教授するものであり、効果が上がっているものと思われる。もっとも、認証評価機関からは、成績評価において客観性が担保されていないなどの問題点を指摘されたため、以下に述べるように、改善策を実施している。

(c) 改善の方策

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設は、現状で十分であると考えられる。成績評価については、試験によることとし、実務家教員3名が出題および採点にあたっている。

(7) 教育内容・方法の水準を維持する方途について

(a) 現状の分析

授業を担当する教員は、基本的に専任教員または法学科所属の教員である。非常勤講師が担当した例は、専任教員が病気で休職した場合や在外研究のため授業を担当できない場合、輪講の方式をとる科目（法曹倫理）において、弁護士に講演を依頼した場合などに限られている。

担当教員によっては、判例や論文、資料などを編集した副教材を作成し、履修する学生全員に無料で配布する例もある。学生が、当該授業科目に関する基本書を熟読し、その内容を理解していることを前提として、さらに高度な理論を学習することを目的とするものである。

(b) 点検・評価

専任教員が授業を担当することは、毎年教育内容・方法の水準を一定以上に維持するう

えで極めて重要であると考えられる。やむをえず非常勤講師が担当する場合にも、十分な研究・教育実績のある教員を選んで依頼することが望ましい。本法科大学院においては、こうした方針で担当者を決定しており、高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準が維持されているものと思われる。また、教材の作成・配付も、教育内容の高度化に役立っているものとする。

(c) 改善の方策

担当教員の決定についての従来の方針および教材の作成・配付については、今後も維持していきたいと考えている。

(8) 独立大学院としての教育課程の適切性について

(a) 現状の分析

本法科大学院の教育課程の特徴は、以下のとおりである。

未修者第1年次で、商法および行政法を除く法律基本科目を履修し、基本的な知識を身につける。

第2年次では、第1年次で履修した法律基本科目についてさらに知識を修得し、理解力を深めるとともに、商法および行政法について知識と理解を確実なものにすることを目的とする。また、「法曹倫理」を履修したり、選択必修科目である展開・先端科目、基礎法学科目を履修したりすることもできる。この段階で未修者と既修者とが同一のクラスにおいて学習し、討論等を行うことによって、学習効果も高まっている。

第3年次では、必修科目の法律基本科目・実務基礎科目のほか、展開・先端科目を履修し、応用力を養うとともに、法律基本科目に関する演習（選択科目）を履修することによって、法律基本科目の学力をさらに向上させることもできる。

(b) 点検・評価

2014(平成 26)年度までの教育課程は、第1・2年次で法律基本科目を集中的に学び、その知識・理解にもとづいて、第3年次で展開・先端科目を履修することにより、法学全般について効率よく学ぶことができるという考え方にもとづいていた。しかし、法学未修者第1年次における法律基本科目の教育が十分な効果を挙げているかには疑問があり、また、法学既修者コースに入学してくる学生の中には、憲法、民法、刑法以外の法律基本科目の理解が必ずしも十分ではない者が目立つようになった。こうした事情から、第2年次および第3年次にこれまでよりも多くの法律基本科目を配当する教育課程に変更するために、昨年秋にカリキュラム改革を行った。その結果として、法学未修者が第1年次の法律基本科目の履修において消化不良になることなく、また、法学既修者コースに入学してきた学生の学力の向上を図ることができる教育課程になったと評価している。

(c) 改善の方策

2015(平成 27)年度から実施されている教育課程のもとでどのような教育効果が得られるか、新たな問題が生じていないかを点検しつつ、必要であればさらに履修規程を改訂するなどして、よりよい教育課程にしていきたいと考えている。

(9) 研究指導の適切性について

(a) 現状の分析

専門職大学院である法科大学院においては、学位論文の作成等に対する指導としての研究指導は、修了要件としては必要とされていない（2002(平成 14)年 8 月 5 日中央教育審議会答申「法科大学院の設置基準等について」）。本法科大学院においても、そうした研究指導を必修とはしていない。

ただし、実務法曹となった場合に必要な判例・文献の調べ方、法律文書作成の技法、口頭のプレゼンテーションの要領などについては、必修科目である「法文書作成指導」において指導を行っている。こうした「研究指導」の現状については、後述(11)を参照されたい。

(b) 点検・評価

後述(11)(b)を参照されたい。

(c) 改善の方策

後述(11)(c)を参照されたい。

(10) 履修指導の適切性について

(a) 現状の分析

履修指導については、毎年、年度初めのオリエンテーションにおいて、全員に対して統一的な説明を行っている。また、第 1 年次配当の「法学入門演習」および第 2・第 3 年次配当の「法文書作成指導(1～4)」において、個々の学生からの相談に応じられるようにしている。

(b) 点検・評価

履修指導は、全員について統一的に行われることが望ましいが、その反面で、個々の学生の能力に応じて適切な対応を行うことも求められる。本法科大学院においては、この両者を実践しているものと考えられる。

(c) 改善の方策

現時点では特に改善方策を講じる必要はないものと考えられる。

(11) 指導教員による研究指導の充実度について

(a) 現状の分析

第 1 年次配当の「法学入門演習」および第 2・第 3 年次配当の「法文書作成指導(1～4)」において、担当教員が学生に対して個別に研究指導を行っている。その内容は、授業の履修の仕方から判例・文献の調べ方、法律文書作成の技法、口頭のプレゼンテーションの要領、説得力ある文章の作成・議論の展開など、広範囲にわたっている。これらのいずれに重点を置くかは、学年や個々の学生の能力・到達度に応じて、指導教員が適宜、判断している。

(b) 点検・評価

実務法曹に必要とされる能力のうち、論理的で明晰な文章を書く能力および相手の議論を正確に理解し、説得力ある議論を展開することのできる能力は、教員の個別の指導によって相当な向上が期待できるものである。本法科大学院における「法文書作成指導」は、そうした趣旨にもとづき、1 クラスあたり 3～4 名程度の少人数の学生を対象として、個々の学

生の能力・到達度に応じたきめ細かな指導を行うものであり、学生の満足度も極めて高いことが、授業評価などから明らかになっている。

(c) 改善の方策

個々の学生に対するきめ細かな指導を可能にするために、引き続き、「法文書作成指導」の対象学生を1クラスあたり3～4名とすべきである。

(12) 教員間、学生間、その双方の間の学問的刺激を誘発する措置について

(a) 現状の分析

以前は、教員間で、学期に1回程度の割合でスタッフセミナーを開催し、研究成果の発表と意見交換を行っていた。また、授業において教員と学生の間、あるいは学生間で双方向・多方向の討論を行う中で、学問的な刺激を誘発する機会もあった。現在は、教員間で研究成果の発表と意見交換を行う機会はなく、また、授業を通じて学問的な刺激を受ける機会も減っている。

(b) 点検・評価

教員間で研究成果を発表し、意見交換を行うためには、個々の教員が十分な研究時間を持ち、研究成果を挙げていることが必要不可欠である。教員の研究が充実していれば、それを授業に反映させ、学生に対して学問的な刺激を与えることもできる。そうした観点から、個々の教員が十分な研究時間を確保できるようにすることがぜひとも必要である。しかし現在は、複数回にわたる入試の問題作成や受験生・入学者を確保するための説明会の開催、文部科学省に提出する書類の作成などに時間をとられ、十分な研究時間を確保することが困難になっている。

(c) 改善の方策

法科大学院制度に対する信頼が回復され、多くの有望な学生が本法科大学院を受験し、入学してくれることに期待するとともに、教員による研究休暇制度の利用を促進することが必要であると考えられる。

(13) 教育効果の測定方法について

(a) 現状の分析

小規模校であるので、個別の学生の学習に対する姿勢や学習進捗状況については、組織的な対応をとくにしなくても、多くの教員は学生全員について面識があり、その状況をほぼ把握できている。とくに、1年次（法学未修）生に関しては、1学年に数名しか在籍していないことから、1年次科目を担当する教員はそれぞれ個別の学生に関する情報を把握することが容易な体制となっている。

また、(16)において述べるように、各学期の終了前に授業評価アンケートを実施し、学生の授業内容に対する評価や感想、学習態度などを把握している。

(b) 点検・評価

授業評価アンケートは匿名で行っているため、学生の満足度や理解度を個別に把握することには困難がある。しかし、授業が少人数で行われるため、それぞれの学生の反応をみていけば、学生ごとに教育指導の効果を測定することは可能であると思われる。

(c) 改善の方策

教育効果についての教員の理解を促進するうえでは、教員間の学生に関する情報の共有が非常に有効であると思われる。情報管理に配慮しつつ、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会などを通じて情報共有を進めることを検討したい。

(14) 教員の教育指導方法の改善に対する組織的取り組みについて

(a) 現状の分析

研究科長は、教授会とは別に、通常は教授会の終了後において、原則、教授会構成員全員が出席するファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会を、学期に1回程度、開催している。話題は、当該年度の学生の特徴とそれに対する教育上の工夫の提言などであり、教育方針、教育方法について問題点を洗い出し、改善策を検討する場となっている。

(b) 点検・評価

ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会は、教授会構成員全員が、学生に関する教学上の情報を多角的に共有する場となっており、積極的に評価できる。とくにカリキュラムの検討などについては、委員会方式に見られるように一部の教員に委ねることなく、広く意見を聴取し、共有するための貴重な機会である。

かつては、教員相互の授業参観を組織的に行い、各教員が他の教員の授業方法を参考にし、授業方法の改善を図るなどの取組を行っていたが、認証評価が行われた2012(平成24)年度に中止して以降は、実施していない。背景事情としては、入試の複数回化に伴う教員の負担の増加があり、再度実施することは困難であると考えられる。

(c) 改善の方策

ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会は、今後も、研究科全体で教育に携わるために積極的に活用する予定であるが、教授会と同じように、年間スケジュールをある程度立てて、年度初めに日時と話題を予告するなど、制度化について検討する余地がある。そのことによって、個々の教員も問題意識を持ち、適切なタイミングで話題を提供することが容易になると思われる。もっとも、制度化は硬直した対応をもたらす危険もあるので、制度化が非常に望ましいのかどうかについては慎重に検討すべきであろう。

(15) シラバスの適切性について

(a) 現状の分析

研究科のシラバスにおいては、授業概要、到達目標、授業内容、授業方法、準備学習、成績評価の方法・基準、教科書、参考文献、履修上の注意が記載事項となっている。本来、シラバスは「概要」以上の意味はないのだが、今日の日本の大学教育においては、個別具体的な授業科目において取り上げられる事柄を授業計画として全体の俯瞰図を提供し、課題や試験の実施態様などを含む評価の方針などを授業開始に先行して明示することが期待されている。その目的は、学生が計画的に受講の準備ができるよう予め授業計画を周知することであり、また、方針や基準を予め周知することで評価が恣意的ではなく、客観的で信頼できることを保証することであると思われる。

この観点からシラバスを検討すると、まず、全ての開講科目についてシラバスが存在し、

履修要覧と一体となった冊子『法科大学院履修要覧 法科大学院シラバス』として法科大学院学生全員に配付されており、さらに、講義案内というかたちで学習院大学のホーム・ページからも閲覧することができる。次に、個別の記載においては、粗密はあるものの、大部分は、記載されている指定の教科書と合わせて利用することで授業計画についての事前予告機能を果たしており、教科書の指定がない場合でも、参考文献や準備学習の記載から授業内容についての具体的なイメージを描くことができるので、同じく事前予告機能を果たしているということができる。評価方法に関しては、教室における質疑応答などと試験の成績とを勘案するものが大半である。

(b) 点検・評価

シラバスに記載される成績評価の方法・基準について、以前は、定期試験と授業への貢献度（質疑応答における発言の内容等）の割合が明らかでなく、評価の客観性、信頼性を確保するうえで問題があった。そのため、2008(平成 20)年度から、割合をパーセンテージで示す方法に改めている。

(c) 改善の方策

2008(平成 20)年度以降のシラバスの記載については、特段の問題も指摘されておらず、また、20015(平成 27)年度からは到達目標を記載するなど、充実が図られているので、この方式を維持するべきである。

(16) 学生による授業評価について

(a) 現状の分析

2004(平成 16)年の設立以来、学期毎に試験直前の2週間という期間を設定し、大学とは別の質問項目を設定した授業評価アンケートを実施している。[資料『授業評価アンケート』参照]

授業評価アンケートの実施については、個々の学生に web 上で記入させる方式をとったこともあった。しかし、回収率が低下する問題があったために、現在では、期間中の授業の際に担当教員がアンケート用紙を配付して実施している。

個別の授業に関する評価の結果は担当教員に文書及びグラフとして伝達されている。

評価の結果から、担当教員が改善を要する問題があると判断した場合には、改善の方法を学生に周知することとされている。

(b) 点検・評価

回収率は高い。

また、アンケート用紙には自由記載欄が設けられているため、その記載を、具体的な改善策を検討するうえで参考にすることができる。

(c) 改善の方策

現状を改善する必要性はとくにないものと考えられる。

第3章 成績評価及び修了認定

(1) 学生の資質向上を検証する成績評価法について

(a) 現状の分析

成績評価は、上位から、秀、優、良、可、不可の5段階で行っている。秀、優、良、可が合格、不可が不合格の評価である(学習院大学法科大学院履修方法等に関する要項11.1)。100点満点で60点未満を不可とする点は絶対評価であるが、秀、優、良、可は相対評価とし、秀10%、優30%、良40%、可20%を目安としている。ただし、起案等指導、法文書作成指導、受講者数が5人未満の科目については、この目安は適用されない(成績評価についてのガイドライン)。以上の成績割合の目安はホームページにも公表されている。

第1年次及び第2年次からの進級の要件は、当該年次に配当される必修科目(次の年次において履修が可能とされているものを除く)すべての科目の単位を修得していること、及び当該年次における成績についてGPAの値が1.5以上であることである(学習院大学法科大学院履修規程第3条第1項)。ただし、第2年次からの進級については、当該年次に配当される必修科目(次の年次において履修が可能とされているものを除く)1科目の単位を修得していない場合でも、第2年次における成績についてGPAの値が1.8以上である場合には、第3年次へ進級できるものとされている(同第3条第3項)。ここで、GPAは、各科目の成績評価を成績点数(秀=4点、優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点)に換算し、該当する成績点数に科目の単位数を乗じたものの合計を総履修単位数で除し、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値をとることで算出される(学習院大学法科大学院履修規程注)。

進級できなかった学生については、秀又は優の評価を得た科目の単位を除き、当該年度の修得単位はすべて無効となる(同第3条第2項)。

学生に配付するシラバスにおいて、必ず成績評価の方法・基準について、成績評価において考慮される要素とその割合を含めて記載すべきものとされており、実際に、すべての科目について、シラバスに成績評価の方法・基準が記載されている。

また、学生が日々の授業において真剣に学習を進めるよう促すため、第1学期末または学年末の試験結果以外のいわゆる平常点を加味することとされており、実際にすべての科目について、最低でも5%、概ね10~20%程度、平常点が加味されている。

成績評価の基準に従って成績評価が実施されていることを確保するため、教員が採点した答案は学生に返却されている。そして、ほぼ全員の教員が成績評価について説明を希望する学生には個別に面談を行い、また、試験後の9月、2月、3月に講評の機会を設け、そこで試験の出題趣旨を解説し、優秀答案などを用いて、受講者全体に対する問題の解題、説明もしている。さらに、成績に関し疑義がある場合には、所定の期間において成績調査願を提出して調査を依頼することができるものとされている(学習院大学法科大学院履修方法等に関する要項11.4)。

起案等指導、法文書作成指導、法学入門演習、及び履修者5人未満の科目を除いた全ての授業科目に関し、成績の分布を各学期ごとに学生へ公表している。さらに毎年、各科目の試験問題や採点のポイントを記した『法科大学院の試験』という冊子を作成し、学生に配付している。これは、試験問題の内容及び水準を公表することにより学生の学習に資す

ることを期待すると共に、厳格で公正な採点が行われていることを制度的に保障する機能も有している。

[標準修業年限修了率]

修了年度	コース	標準修業年限修了者数	標準修業年限修了率
2010年度 (H22年度)	法学未修者	9名	75.0%
	法学既修者	18名	60.0%
2011年度 (H23年度)	法学未修者	6名	66.7%
	法学既修者	17名	68.0%
2012年度 (H24年度)	法学未修者	5名	50.0%
	法学既修者	19名	54.3%
2013年度 (H25年度)	法学未修者	5名	50.0%
	法学既修者	15名	75.0%
2014年度 (H26年度)	法学未修者	8名	88.9%
	法学既修者	15名	75.0%

※標準修業年限修了率は、入学者数のうち、標準修業年限までに退学又は除籍となった者を除いた人数を分母としている。

(b) 点検・評価

本法科大学院における成績評価については、設立当初においてすでに、当該年次に配当される必修科目のうちいずれかの科目の単位を修得していないときは、次の年次に進級することができず、次年度において改めてすべての科目について改めて単位を修得すべきものとされており、その点では厳格なものであった。しかし他方、必修科目について単位の修得ができなかった場合についての再試験制度が認められており、成績水準に関するいわゆる GPA 要件は課されていなかった。その後、2008(平成 20)年度入学者からは、不可の評価を得た科目が 3 科目以上である場合は再試験の受験を認めないこととされ、それとともに、進級できないものとされた場合でも、秀又は優の成績評価を得た科目については、次年度の再履修は不要とされた。また、2009(平成 21)年度入学者からは再試験制度が廃止され、進級及び修了について GPA 要件が導入された。さらに 2011(平成 23)年度入学者からは GPA 要件が緩和され、第 2 年次からの進級については必修科目 1 科目の単位を修得していない場合でも、GPA の値が 1.8 以上の場合は進級可能とされた。

進級の要件についてはこのように、近年はやや緩和の方向で変更されたところである。厳格な進級要件を課すことには、学生が目先の成績評価のみに目を向けてしまうという副作用を伴う面があり、上記に示した進級割合からしても、現在の進級の要件は概ね妥当なものと考えられる。

成績評価の方法・基準が事前に学生にも公表されていること、そこで平常点が必ず考慮

されていること、学生に対して成績調査依頼の機会を与えていることは評価できる。もっとも、科目によっては平常点の考慮割合が5%にとどまっている科目も小数であるが存在することについては、学期末／学年末の筆記試験のみで成績評価が下されていることと実質的には違いがないのではないかと、との批判もあり得よう。他方、これに対しては、平常点による評価は筆記試験による評価と比較すると客観性が乏しいのであり、平常点による評価を考慮しつつもその割合を限定するというやり方にも十分に根拠があるとの反論が可能であろう。

成績評価の割合について目安を定め、それを公表していること、受講者数が5人未満の科目や起案等指導等については、その目安には依っていないという原則は評価できよう。実際の成績評価の割合は、一部の科目を除くと、概ねこの目安に沿っていると判断できる。成績評価のあり方については、これまでも、法科大学院懇談会においてしばしば取り上げられており、厳格な成績評価という理念は共有されているところである。もっとも、いくつかの科目においては、上記の成績割合目安から外れ、「秀」または「優」が多くなっている。

(c) 改善の方策

成績評価のあり方についてはさまざまな意見があり、今後とも教授会等において議論を進めていく。

実際の成績評価割合が目安に沿っているか否かについても、引き続き、教授会等において、授業担当者の理解を得るよう努めつつ、その目安の是非も含めて、さらに議論を深めていく。

(2) 学位の授与状況と授与方針・基準並びに高度専門職業人養成機関にふさわしい修了認定について

(a) 現状の分析

本法科大学院においては、3年以上在学し、下記のと通りの必修科目／選択必修科目を含む総計107単位以上取得すること及びGPAの数値が通算1.5以上であることを修了要件としている。ただし、法学既修者コースの学生については、下記のとおり一定の科目の24単位分については、修得したとみなして、2年以上の在学でこの24単位を含めて総計102単位以上の取得を修了要件としている（学習院大学専門職大学院学則第10条、第12条第6項、学習院大学法科大学院履修規程第1条）。

[修了するために修得が必要とされる科目の種類及び単位数]

必修科目	法律基本科目	公法系	12単位 (12単位)
		民事法系	36単位 (32単位)
		刑事法系	16単位 (16単位)
		法学入門	3単位 (2単位)
	法律実務基礎科目		12単位 (12単位)
選択必修	基礎法学・隣接科目		4単位を選択

科目	展開・先端科目	16単位を選択
選択科目	法律基本科目	8単位を選択（ただし法律基本科目は6単位を上限）
	法律実務基礎科目	
	基礎法学・隣接科目	
	展開・先端科目	

[法学既修者が本法科大学院入学時に修得したとみなされる授業科目一覧]

授業科目名	単位数
憲法入門 1	2
憲法入門 2	2
民法入門 1	2
民法入門 2	2
民法入門 3	2
民事訴訟法入門 1	2
民事訴訟法入門 2	2
刑法入門 1	2
刑法入門 2	2
刑事訴訟法入門 1	2
刑事訴訟法入門 2	2
法学入門講義	2

本法科大学院における、開設以来の入学者数と、対応する年度の修了者数とを対比したものは、別表 1 のとおりである。

別表 1 記載の退学者のうち、2004(平成 16)年度入学者（法学既修者コース）の 1 名と、2006(平成 18)年度入学者（法学既修者コース）3 名のうちの 1 名は、司法試験に合格したことを理由とする退学であったが、それ以外の退学は、自己都合等によるものである。

[別表 1]

期	入学年度	コース	入学者	修了者数	退学者数	在学者数
1 期	2004 年度 (H16 年度)	法学未修者	15	13	2	-
		法学既修者	51	50	1	-
2 期	2005 年度 (H17 年度)	法学未修者	18	12	6	-
		法学既修者	35	33	2	-
3 期	2006 年度 (H18 年度)	法学未修者	16	12	4	-
		法学既修者	43	40	3	-
4 期	2007 年度 (H19 年度)	法学未修者	16	13	3	-
		法学既修者	36	34	2	-

5期	2008年度 (H20年度)	法学未修者	13	11	2	-
		法学既修者	42	39	3	-
6期	2009年度 (H21年度)	法学未修者	14	9	5	-
		法学既修者	35	30	5	-
7期	2010年度 (H22年度)	法学未修者	36	31	5	-
		法学既修者	36	25	11	-
8期	2011年度 (H23年度)	法学未修者	38	36	2	-
		法学既修者	12	10	2	-
9期	2012年度 (H24年度)	法学未修者	15	8	6	1
		法学既修者	30	19	11	-
10期	2013年度 (H25年度)	法学未修者	20	15	1	4
		法学既修者	5	-	1	4
11期	2014年度 (H26年度)	法学未修者	7	-	1	6
		法学既修者	17	-	1	16
12期	2015年度 (H27年度)	法学未修者	6	-	1	5
		法学既修者	13	-	0	13

(b) 点検・評価

修了要件の推移については、進級要件の推移とともに、(1)(b)で述べたとおりである。法務博士（専門職）の学位を授与するための要件およびその前提としての進級要件については、法務博士（専門職）の学位を授与するに値する能力及び責任感・倫理観を身につけているか否かを厳格に評価することが当然の前提として求められると考えられる。そして、そのような前提を踏まえて、学生に対する教育効果といった観点から、より適切な要件を課すべく、検討を重ねてきた結果が、上記のような修了要件等の変遷に現れているところである。

現在課されている修了要件及びその前提としての進級要件は、このような検討を重ねた結果、①カリキュラム全体としては、法律基本科目（その中での公法系、民事法系、刑事法系の各科目）、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目をバランス良く修得することを求める。②再試験を認めず、必修科目について1科目でも不可の評価を得た場合やGPAが1.5に満たなかった場合には、原則として進級・修了を認めずに再履修を求めるという厳格な要件を課す。③他方、進級・修了が認められなかった場合でも、秀又は優の評価を受けた科目については、そのまま単位修得を認める、④例外的に、第2年次からの進級については、GPAが1.8以上であり、必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみであるときには第3年次への進級を認める、というものとされている。これらのうち①②は法務博士（専門職）の学位を授与するに値する能力及び責任感・倫理観を身につけているか否かを厳格に評価するために必要な要件であり、また③は、当該学生が苦手な科目について集中して勉強を進められるようにし、また前期配当科目で不可の評

価を得た学生が後期においても真面目に科目を履修する動機を与えるという点で、学生に対する教育効果といった観点から、そして④は、このような要件に該当する学生は、進級が認められる学生との間に実力の差は大きくないと考えられることから教育的配慮という観点から、それぞれ設けられた要件であり、望ましいものと考えられる。

本法科大学院における最近の修了状況を見ると、所定の修業年限を経ても修了要件を満たすことができなかつた者が一定の割合で存在していることが分かる。その割合は入学年度ごとに差があるが、修了要件を現在のように定めて以降は、それほど大きな変動はみられないとも言えよう。

(c) 改善の方策

上記の通り、2011(平成 23)年度入学者から修了要件およびその前提としての進級要件について新たな規程の下で運用を行っており、現在、特に問題は指摘されていない。今後も、その内容の妥当性について引き続き検討を行うべきである。

(3) 学位審査の透明性・客観性を高める措置について

(a) 現状の分析

本法科大学院における修了認定の審査は、各科目の成績評価を踏まえて、教授会が行っている(学習院大学専門職大学院学則第 12 条第 5 項)。所定の修業年限を満了する学生一人一人につき個別的に修了要件を満たしているか否かを審査・確認し判断しているところである。

(b) 点検・評価

教授会における審査・判定は、所定の在学期間を満了する学生が取得した単位数およびその単位に係わる授業科目という客観的データに基づき行われており、専任教員全員が審査・判定に直接参加していることからその客観性・透明性は適切に確保されていると考えられる。また審査に際しては、学則・学位規程等の明文化された修了認定基準に従って判断しており、学生に明示された認定基準による修了認定という点も適切に確保されている。

(c) 改善の方策

上記のように、客観性・透明性は適切に確保されていると考えられ、特に改善の必要はないと判断している。

(4) 修了者の進路状況について

(a) 現状の分析

本法科大学院の修了者の進路状況については、別表 2 の通りである。

また、司法試験の合格者数は、2011(平成 23)年度の試験においては 18 名、以下、2012(平成 24)年度 16 名、2013(平成 25)年度 7 名、2014(平成 26)年度 12 名、2015(平成 27)年度 13 名となっている。

〔別表2〕

期	入学年度	コース	修了者数	修了者進路				
				司法試験合格	就職	進学・その他	司法試験受験勉強中	不明
1期	2004年度 (H16年度)	法学未修者	13	5	2	0	0	6
		法学既修者	50	30	7	3	0	10
2期	2005年度 (H17年度)	法学未修者	12	1	1	0	0	10
		法学既修者	33	10	3	1	0	19
3期	2006年度 (H18年度)	法学未修者	12	4	1	0	0	7
		法学既修者	40	23	0	0	0	17
4期	2007年度 (H19年度)	法学未修者	13	4	1	0	0	8
		法学既修者	34	22	3	0	0	9
5期	2008年度 (H20年度)	法学未修者	11	3	1	0	2	5
		法学既修者	39	19	0	0	0	20
6期	2009年度 (H21年度)	法学未修者	9	3	1	0	3	2
		法学既修者	30	16	2	0	4	8
7期	2010年度 (H22年度)	法学未修者	10	2	0	0	6	2
		法学既修者	25	6	1	0	5	13
8期	2011年度 (H23年度)	法学未修者	10	3	1	0	5	1
		法学既修者	36	8	1	0	11	16
9期	2012年度 (H24年度)	法学未修者	8	0	0	0	8	0
		法学既修者	19	2	0	0	13	4
10期	2013年度 (H25年度)	法学未修者	-	-				
		法学既修者	15	1	0	0	14	0

本法科大学院が行っている施策のうち、修了生の司法試験合格率を高めるのに役立っているものとしては、学生に対する授業の他、①希望する修了生については、卒業後の6カ月間は法務研修生、その後は最長3年間法務研究生（学習院大学専門職大学院学則第20条第2項、第20条第3項）として、授業の聴講や自習室の利用を認めている、②学外で行われる模擬試験への受験料の補助、といったものが挙げられよう。また、学習院大学法務研究所においても、本法科大学院を修了し現在弁護士として活躍している方々による学生に対する指導も行われている。

(b) 点検・評価

司法試験の合格者数は、2009(平成21)年度をピークにその後減少し、特に、2013(平成25)年度に合格者数を大きく減少させてしまった。しかし、2014(平成26)年度には合格者

数を2桁に戻し、2015(平成27)年度においてもわずかではあるが合格者数を増加させている。司法試験全体の合格者数が法科大学院設立当時に考えられていたほど増えていない状況においては、まずまずの成果を上げていると評価することも可能である。しかし、司法試験の合格率という見地からは、近年は、全国平均の半分をわずかに上回る程度にとどまっており、なお改善の余地があることは否めない。

また、司法試験に合格しても、希望する弁護士事務所に就職することが従来よりも困難になってきているのが現状である。そのような就職先の確保は修了者の自助努力に負う面が多いのは当然であるが、法科大学院としても一定の支援ができないかといった点は問題となろう。本法科大学院においても、就職支援担当者を置き、検討を行っている。2015(平成27)年度は初の試みとして、「司法試験合格者対象進路指導プログラム」を開催した。本学修了生の弁護士2名を講師に招き、弁護士の仕事・苦労談等の説明、弁護士事務所選びのポイントや面接の指導等を行った。

他方、法務博士(専門職)の学位を取得したが司法試験に合格しなかった者あるいは入学当初の進路を変更し司法試験を受験しなかった者については、一般企業等への就職を目指すこととなるが、修了者が一般企業等への就職を検討するのは多くの場合には修了後数年を経過してからであることもあり、その実態の把握は容易ではなく、進路が不明である者が少なくない状況にある。

(c) 改善の方策

本法科大学院は、その修了者が司法試験に合格することそのものを目標としているわけではない。しかし、本法科大学院が修了者に必要と考える能力を身につけた学生の多くが司法試験に合格しないという状況にあるとすれば、改善の必要があることは否めないところである。本法科大学院の各年度の入学者における司法試験の合格者の割合は、上記のとおりであり、改善の余地がないとはいえない。

上記の施策に改善の余地がないか、またそれ以外に法科大学院としてとるべき施策はないか、引き続き検討を進めていくべきである。

また、司法試験に合格した者の就職支援についても、本法科大学院として就職支援担当者を中心に検討を進めるべきである。

さらに、法務研究科に在籍することで法曹としての適性について自ら判断し、将来法曹となる以外に自分の天職があると自己認識した学生に対して、法曹以外の、本人にとりもっともふさわしい進路を選ぶよう奨励することも、法務研究科の重要な役割であると考えられる。そのような見地からは、本法科大学院の修了者の法曹以外の進路についても、十分な配慮が必要と考えられる。司法試験に合格しなかった修了者の就職先については、情報収集が容易ではないことは確かであるが、適切な方法でより多くの情報を収集することができないか検討するとともに、それらの者についての支援のあり方についても、今後の検討課題となろう。

第4章 入学者選抜

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法について

(a) 現状の分析

(i) 入学者選抜に係る基本的考え方

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜することを基本とし、そのためには選抜に際して法曹資質に係わる学力を有するかどうかという点を重視するのは当然であるが、それだけにとどまらず、人物についても重視して選抜している。具体的には、志望の動機が堅固であるか、責任感が厚いか、バランスの良い能力を持っているか、円満な人格かといった面を実際の選抜において考慮している。

また社会人の入学者の確保も入学者選抜に際しては考慮しており、3割程度の確保を意図している。既修者、未修者のいずれのコースにおいても、社会人の入学が期待されるが、特に未修者のコースでは入学者のうちかなりの数が社会人によって占められることが期待されている。

(ii) 募集方法

本法科大学院においては、修業年限を3年以上とする法学未修者のコースと修業年限を2年以上とする法学既修者のコースに分けて募集しており、前者の募集人員は6名程度で後者は24名程度である。募集人員については、2014(平成26)年度までは、50名(法学未修者コース15名程度、法学既修者コース35名程度)であったが、2015(平成27)年度から定員を削減し、前記の定員となっている。いずれのコースに配属されるかは、出願に際して志願者自身が選択する場合(単願)と、コースごとに合否が判定される場合(併願)とがある。

(iii) 選抜方法

入試をめぐる状況の激変に対応するために、毎年、選抜方法に関しては、手直しを加えるとともに、多様化も図ってきた。2016(平成28)年度の入試を例にとると、すべての方式において、書類選考と筆記試験を実施している。また、2016(平成28)年度入試から新設した法学未修者コースの特待生試験の受験者に関しては、書類選考と筆記試験に加えて、面接試験も行っている。

書類審査においては、法科大学院適性試験の成績、志願者の自己評価書および志望理由書を中心とし、大学の学業成績、志願者の社会的活動(公的資格の有無等)を加味して総合的に判断している。

法学未修者コース志願者に対する筆記試験としては、小論文試験を課している。小論文試験には2つの種類があり、本法務研究科が独自に出題した問題に基づく試験(独自試験方式)と、適性試験第4部の答案を本法務研究科で採点する試験(適性試験第4部利用方式)とである。採点の際には、法律学を勉強する上で不可欠の論旨を把握する能力や論述能力を重視している。

法学既修者コースの筆記試験は、2015(平成27)年度からカリキュラム改革を行った関係で、従来、試験科目としていた行政法と商法を除外し、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目について行っている。本法科大学院のカリキュラムの24単位を免除するに足りる能力を有しているかどうかという資格試験の要素をも有しているので、その観点からも筆記試験の審査、判定が行われる。法律科目試験の評価は、総得点によって行われる

が、極端に得点の低い科目がある者については、総得点に拘らず不合格とされる場合があり、このことは入学試験要項で応募者に開示されている。

面接試験は、2012(平成24)年度入試まで、法学未修者コース、法学既修者コースのいずれについても、筆記試験の結果、一定の水準に達した者についてのみ行ってきた。しかし、2011(平成23)年度入学試験において書類審査による事前チェックの結果と実際の面接結果とを調査した結果、両者の間には高い相関が認められたことから、面接試験を廃止し、書類審査を丁寧に行うこととした。ただし、2016(平成28)年度より導入した法学未修者コースの特待生入試においては、小論文試験とともに、受験生の人物を見るとともに、思考能力などを調査するために、面接試験を課している。

本法科大学院では、合格者の選考に際して、これに次ぐ成績を挙げた一定数の者を補欠合格者として選考する補欠制度が存在しているが、補欠の歩留まりが正規合格よりも著しく低くなる傾向があることから、最近ではあまり活用されていない。

出願から最終合格発表までのタイム・スケジュールに関しては、2016(平成28)年度入学試験を例にとると、出願期間から合格発表までが1ヶ月程度となり、従来と比べて、大幅に期間の短縮が図られている。

[別表]

入学年度	法学未修者コース				法学既修者コース			
	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者
2011年度 (H23年度)	15	109	35	12	35	214	74	38
2012年度 (H24年度)	15	86	44	15	35	126	68	30
2013年度 (H25年度)	15	92	29	5	35	125	65	20
2014年度 (H26年度)	6	55	21	7	24	96	41	17
2015年度 (H27年度)	6	47	20	6	24	50	28	13

(b) 点検・評価

本法科大学院における入学者選抜方法は、学力のみならず、人物評価という面からも適切な審査がなされるように配慮され、国民のための司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜する方法として適切な選抜制度であると考えられる。実際の制度の運用の面に関しても、志願者に対しては、かなり時間をかけて慎重に審査を進めてきており、適切に運用されていると考えられる。このことは、法科大学院開設以来入学してきた多くの学生の資質の高さからも裏付けられているといえよう。

以上のような選考方法を採用しているため、本法科大学院の入試は出願から合格発表までの期間が長いという欠陥を有していた。しかし、最近では、入試機会を増やすため、複数回の入試を行っているため、期間の短縮を行わざるを得なくなった。幸か不幸か、志願者数が減少しているため、教員の負担は重いものの、従来の選考方法を踏襲しても何とか審査ができています。

募集人員に対する入学者の関係では、法学未修者コースの入学者については、2013(平成25)年度を除いて、定員を充足できているが、定員削減による募集人員を減らしたにもかかわらず、法学既修者コースの入学者については2012(平成24)年度以降、募集人員を大幅に下回る状況が続いている。

ここ数年間において、法学既修者コースの入学者が募集人員を下回ってきた点については、優秀な入学者が切磋琢磨しあう機会を提供するという法科大学院の使命の一つを果たすことが困難となるなど弊害が大きいため、深刻な問題であると受け止めている。しかし、全国的に志願者数が激減している点、志願者の多くが他の法科大学院と併願しているため歩留まり率が低下している点や、法曹養成を目的としている以上、資質について一定の基準に達していない志願者を合格させることはできず、安易に合格者の増加を図ることができないことから、改善策が見通せない状況である。

また法学未修者コースの志願者のかなりの部分が法学部卒業生で卒業後直ちに志願している場合が多く、本法科大学院が法学未修者コースへ入学を期待している志願者像とはずれが生じていることも一つの問題点であろう。法学部を直前に卒業した者が法学未修者コースにかなり存在することは、法学初心者を対象として、基礎的な法学教育から開始するという法学未修者コースの教育方針とは調和しない面が生じるおそれがある。

(c) 改善の方策

入学試験期間について、慎重かつ丁寧な審査というメリットを維持しつつ、試験期間を一層短くし、受験生の負担を軽減するという本法科大学院が設立以来抱えてきた課題は解決できたものと思われる。むしろ、喫緊の課題は、他の法科大学院との競争が激化している中、優秀な入学者を確保することである。そのために、受けやすい入試制度、入学しやすい経済的支援策などを導入し、模索を続けている。

具体的には、入試の機会を2016(平成28)年度入試からは、法学既修者コースの試験が5回、法学未修者コースの試験が6回と増やしている。また、入学者の経済的支援策を従来の1年間の学費減免に加えて、2年間の学費減免(特待生)、学修支援金へと拡充し、合格者の歩留まり率の向上を目指している。

また法学未修者コースへの志願者のうち、法学履修者の割合がかなり増加してきていることについては、2012(平成24)年度より、法学未修者コースと法学既修者コースの併願を認めることによって、法学履修者のニーズに応えるとともに、2016(平成28)年度入試より、法学未修者コース対象の経済的支援策を拡充することにより、純粋な未修者にとってリスクが高すぎると判断されている司法試験受験のリスクを低減させている。

(2) 社会人の受け入れについて

(a) 現状の分析

社会人学生の受入状況を各年度の入学者に対する社会人学生の割合で見ると、2011(平成23)年度約0% (法学未修者コースでも0%)、2012(平成24)年度約11% (法学未修者コースでは20%)、2013(平成25)年度8% (法学未修者コースでは20%)、2014(平成26)年度約46% (法学未修者コースでは約43%)、2015(平成27)年度約58% (法学未修者コースでは約33%)となっている。

(b) 点検・評価

30%程度の社会人を受け入れるという目標から見ると、実際の受入人員は2013(平成25)年度までは目標を達成できていないが、2014(平成26)年度以降、2年間は目標を達成している。

本法科大学院は小規模であるだけでなく、入学者数自体も低下しているため、1名の社会人の入学の有無によって、社会人率が大きく変動するため、確たることは言えないが、社会人率が増加したというよりは、新卒の入学者数が減少したという印象が強い。

(c) 改善の方策

これまで、出願に際しては語学能力に関する証明や各種公的資格等の証明書を任意に提出することを認めてきた。これらにより、志願者の多様な知識や社会的経験(公的資格の有無等)を判断し、入学者受け入れに加味してきた。過去の入学者選抜において、公認会計士や司法書士の資格を有する志願者につき、そうした公的資格を有する点を積極的に評価してきた。その他、社会人に関しては、その職業上の経験または専門職としての知見、職業活動の内容を自己評価書等の書類や面接を通して知ること努め、入学者選抜に反映させることとしている。今後も、資格や職業上の経験等を積極的に評価することを通じて、社会人の受け入れを進めていきたい。

また、社会人にとって司法試験受験はリスクが高いという認識が広まっているように思われるので、経済的支援策を拡充することにより、そのリスクを低下させ、社会人の挑戦を促したい。

(3) 収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保措置について

(a) 現状の分析

収容定員90名(法学未修者18名、法学既修者72名)に対して、2015(平成27)9月1日現在、在籍学生数は50名である(うち法学未修者17名、法学既修者33名、休学者を含む)。定員充足率は約56%であり、収容定員を大幅に下回っている。

(b) 点検・評価

在籍者数が収容定員を大幅に下回っている理由は、本法科大学院固有の問題というよりは、全国的に法科大学院の志願者数自体が激減しているという外部要因が大きいものと推察している。また、競合校、上位校などの入試政策の変更の影響も大きく、合格者の歩留まり率も低下している。このような事態に対応するために、入試の複数回実施、入試制度の多様化、入学者への経済的、精神的支援体制の確立などを図ってきたが、入試動向の変化の速さに十分に対応できてはいない。

(c) 改善の方策

志願者数の増加と歩留まり率の向上のために、今後も他大学の法科大学院の入試政策などを検討した上で、入試の複数回実施、入試制度の多様化、入学者への経済的、精神的支援体制の確立などを図りたい。

第5章 学生の支援体制

(1) 学生への経済的支援について

(a) 現状の分析

奨学金の種類は、下記のとおりである。

○学習院大学専門職大学院学生納付金等減免制度

【2015(平成 27)年度以前入学者】

年次	法学既修者コース		法学未修者コース
	特待生入試合格者	一般入試合格者	
1年次	—		減免措置なし
2年次	全員について、 入学から2年間の 授業料全額免除※1	授業料全額免除 8 名 (入学試験成績により減免)	授業料全額免除 1 名、半額免除 2 名 (1年次の学内成績※2により減免)
3年次		授業料全額免除 5 名、半額免除 10 名 (2年次の学内成績※2により減免)	

※1 特待生入試合格者のうち、2年次から3年次に進級できなかった場合、以後において全額免除の権利を失う。

※2 全額免除、半額免除ともに成績要件 (GPA 基準点数) は毎年教授会にて審議し決定。

【2016(平成 28)年度以降入学者】

年次	法学既修者コース		法学未修者コース	
	特待生入試合格者	一般入試合格者	特待生入試合格者	一般入試合格者
1年次	—		入学試験成績により減免対象者選考	全員について 入学から2年間の 授業料全額免除※1
2年次	全員について 入学から2年間の 授業料全額免除※1	入学試験成績により 減免対象者選考	授業料全額免除 1 名、 半額免除 2 名 (1年次の学内成績※2 により減免)	
3年次		授業料全額免除 5 名、半額免除 10 名 (2年次の学内成績※2により減免)		

※1 入学翌年度に進級できなかった場合は、2年目の全額免除の権利を失う。

※2 全額免除、半額免除ともに成績要件 (GPA 基準点数) は毎年教授会にて審議し決定。

○学修支援金支給制度

入学試験成績の優秀者に対し、修学支援を目的とした学習支援金を支給する制度。

対象者：入学試験成績の優秀な法学既修者コース入学者及び法学未修者コース入学者 (た

だし、授業料免除対象者及び桜友会による助成者は除く。)

人数：10名程度

支給額：60万円

○学習院桜友会助成金による授業料の全額免除

初年度納付金のうち、授業料相当額を学習院桜友会助成金が負担することにより、初年度の授業相当額を全額免除とする。

対象者：学習院大学卒業生、学習院女子大学卒業生、学習院大学大学院修了生または学習院女子大学大学院修了生で、入学試験で特に優秀な成績を修めた者

人数：法学既修者コースと法学未修者コースを合わせて4名

○学習院大学奨学金（貸与）

貸与金額：学費納付金相当額の2分の1（無利子）

貸与人数：0名（2015(平成27)年度実績）

○日本学生支援機構奨学金（貸与）

貸与金額

第一種奨学金（無利子） 月額5万円、8万8千円の選択制

第二種奨学金（有利子） 月額5万円、8万円、10万円、13万円、15万円の選択制（15万円を選択した場合2名、第二種2名（2015(平成27)年度実績、予約採用含む）

返還免除：全額免除1名、半額免除1名（2014(平成26)年度実績）

○学習院大学教育ローン金利助成奨学金（給付）

対象者・給付額：「教育ローン」を扱っている金融機関より教育ローンを借用した場合、当該年度に支払った金利のうち、借用年度の在籍料、授業料及び施設設備費に相当する借入累計金額の金利分を給付する。1年間の上限を5万円とする。

給付人数：0名（2014(平成26)年度実績）

		2011年度 (H23年度)		2012年度 (H24年度)		2013年度 (H25年度)		2014年度 (H26年度)		2015年度 (H27年度)	
		申請 数	採用 数	申請 数	採用 数	申請 数	採用 数	申請 数	採用 数	申請 数	採用 数
授業料免除 (全額免除) *特待生含	1年次	-	3	-	0	-	2	-	7	-	8
	2年次		1		0		1		1		1
	3年次		2		1		3		2		0

授業料免除 (半額免除)	1年次		2		1		0		0		0
	2年次	-	2	-	4	-	2	-	2		2
	3年次		6		16		10		9		7
学習院桜友会助成金 *特待生含		-	-	-	-	0	0	4	4	4	4
学習支援金(給付)		-	-	-	-	-	-	-	-	7	7
学習院大学教育ローン金利 助成奨学金(給付)		1	1	0	0	1	1	0	0	-	-
学習院大学奨学金 (貸与)		16	16	10	10	7	7	1	0	0	0
日本学生支援機 構奨学金(貸与)	1種	13	13	13	13	11	11	13	13	2	2
	2種	5	5	13	13	4	4	6	6	2	2

(b) 点検・評価

2013(平成 25)年度入学者より、学習院桜友会助成金による授業料全額免除を開始した。また、2015(平成 27)年度入学者から、特待生入試制度を設け、さらには学習支援金制度を導入することにより、学生の金銭面での支援が格段に充実した。特に、特待生入試制度については、2名と少数ながらも、成績の特に優秀な者が入学するに至った。また、2014(平成 26)年度より、入学試験の成績上位者に割り当てられる授業料免除について、免除を獲得した成績上位者が入学辞退をした場合には、より下位の者への繰り下げを認めるようにした。そのために、学生が支援を得る機会がより確実に確保されている。また、2015(平成 27)年度入学者から導入した学習支援金により、学生の勉学意欲が増進されるとともに、授業料の負担を軽減することにも役立っていると考えられる。こうした学習支援金は、入学辞退を思いとどまらせる効果も有していると考えられる。

(c) 改善の方策

優秀な学生を確保するために、未修者向けの給付奨学金制度をいっそう充実させる必要がある。そのために、2016(平成 28)年度法学未修者コース向けの特待生入試の実施を始めた。

(2) 学生の心身の健康保持及び安全・衛生への配慮について

(a) 現状の分析

保健室が平日と土曜日に開かれており、定期健康診断、健康診断証明書の発行、健康相談、救急処置を行っている。学校医、学校薬剤師、看護師が常駐し、学生の体調不良、メンタルヘルス、専門医療機関の紹介等を行っている。

学生の進路や対人関係等の悩みに対応する施設としては、学生相談室が置かれている。カウンセラー3名が常駐し、カウンセリングを行うほか、学生の希望に応じて心理テスト

を行っている。

気分転換と健康の増進のために、トレーニング・ルームを利用する学生も多い。このほか、起案等指導の担当教員が学生からの相談に個別に応じるなどの方法で、精神的な面でのサポートを行っている。

(b) 点検・評価

学生は、授業の予習・復習のために長時間、机に向かっていることが多く、体調を崩したり、精神的に不安定になったりする例もある。休憩時間にトレーニング・ルームを利用することは、心身の健康保持のために効果的であると思われる。また、保健室や学生相談室も、学生の心身の健康保持・増進に貢献している。

(c) 改善の方策

上記の施設を充実させるとともに、これらの施設の存在について学生の周知を図るべきである。

(3) ハラスメント防止のための措置について

(a) 現状の分析

ハラスメント相談窓口が設置されている。専任教員2名が相談員であり、プライバシー保護に努めながら、学生の相談に応じている。相談員が人権問題委員会に諮問し、同委員会において人権侵害があったと認定されると、学則にしたがって加害者に対する処分が行われる。

このほか、「法曹倫理」の授業の中でハラスメントを取り上げ、ハラスメント防止の必要を説いている。

また、教員には、ファカルティ・ディベロップメント (FD) の一環でハラスメントに対する講習を受ける機会が提供されており、年に1度のペースで実施されている。なお、全教員が参加を義務付けられている。

(b) 点検・評価

ハラスメントの防止およびハラスメントに関する相談への対応に積極的に取り組んでいる。

(c) 改善の方策

今後も、こうした取り組みを継続していく必要がある。

(4) 就職指導について

(a) 現状の分析

学生は、法曹（裁判官、検察官、弁護士）の資格を取得し、将来は実務に携わることを目的として入学している。学生には、弁護士事務所、地方公共団体へのインターンシップの機会を提供することによって、将来の職業選択に対して具体的イメージがつかめるよう

な機会を提供している。

また、専任教員や実務家教員がオフィス・アワー等を利用することによって個別的に相談に応じる機会を設けている。

また、必修科目の単位を取得することができず、進級できない学生については、本人の意向を確認しながら、法曹以外の選択肢を含めた適切な進路選択の指導を行っている。全学のキャリア・センターにおいても、法科大学院の学生も対象として、民間企業等への就職も含めた情報提供を行っている。

(b) 点検・評価

「法文書作成指導」の学生を対象として、勉強の方法を指導し、到達目標を設定することによって、進級・卒業をめざして努力する機会を与えるようにしている。

(c) 改善の方策

修了生の中には、新司法試験に合格することを途中で断念し、民間企業への就職に切り換えた者もあり、在生のために就職に関する情報を提供してくれることもある。しかし、そうした機会をアドホックに提供するのではなく、継続的に提供するようなシステムを構築する必要がある。また、掲示板等を通じて情報共有を実施できるような体制づくりも肝要である。全学のキャリア・センターとのさらなる連携強化が検討されている。

第6章 教員組織

(1) 理念・目的・教育課程との関連における教員組織の適切性について

(a) 現状の分析

研究・教育のいずれについても高度の能力を備えた教員を、各専門分野にバランスよく配置するとともに、教育効果の向上を図るべく、ティーチング・アシスタント (TA) やチューターとなるべき人材を確保し、活用することを目標としてきた。本法科大学院は、実務法曹の養成を目的とし、知識・法的思考・専門家に要求されるモラルなどの面でバランスのとれた法曹を養成するべく、オーソドックスなカリキュラムを編成している。学生の入学定員数 90 名 (1 学年 30 名) に対して専任教員の定員数は 16 名である。

(b) 点検・評価

学生数に対して十分な教員数が配置されており、また、教員の構成も、研究者・実務家の別、担当分野、年齢などにおいて、おおむねバランスがとれているといえる。また、十分な実務経験を有する実務家教員を揃えている。

法律基本科目のうち、憲法 (野坂、青井)、行政法 (大橋)、民法 (能見、原)、民事訴訟法 (長谷部、稲田)、刑法 (林)、刑事訴訟法 (植村) には、それぞれ括弧内に記した者が、当該科目を適切に指導できる専任教員として配置されている。このように本法科大学院は小規模校ではあるが、上記に示したとおり、憲法、民法、民事訴訟法の 3 科目については、複数の専任教員が置かれている。専任教員数は決して多くはないが年齢及び担当科目についてバランスのとれた構成となっている。

商法について専任教員を配置することが年来の課題であったが、専任教員の採用につき教授会での審査及び承認が得られ、2016(平成 28)年度の着任が決定している。

(c) 改善の方策

商法の教員採用人事について、教授会での審査及び承認が得られ、2016(平成 28)年 4 月 1 日付で神田秀樹教授の着任が予定されている。

昨今、大学間での人事の流動性が高まる傾向にあることから、そのような状況を踏まえ、将来的な人事構想を明確化し、必要な専任教員数を確保することができるように備えることが重要な課題であると考えている。

(2) 教員の適切な役割分担及び連携体制確保について

(a) 現状の分析

既存の研究科と異なる専門職大学院法務研究科という組織上の位置づけにふさわしい独自の管理運営の体制が構築されており、教授会を中心とした教員組織が一丸となって法科大学院における教育活動等を適切に実施する主体として効率的に活動している。

運営に関する重要事項を審議決定する機関として法科大学院教授会を置き、教育課程、教育方法、成績評価、進級・修了判定、入学者選抜、自己評価・第三者評価、その他法科大学院に関する重要事項はすべて教授会の議を経て決定される仕組みとなっている。

なお、毎年の入試合否判定や進級・修了判定の教授会については、関与した法学部法学科専任教員にオブザーバーとして参加を求めている。これは、法科大学院における教育活動等を適切に実施する上で、法学部法学科専任教員の理解と協力を欠かすことができないと考

えるからである。実際、法学部法学科専任教員は、法科大学院の兼任教員として法科大学院における教育上主要な授業を分担しているほか、法科大学院の入学試験の実施に際しても出題・採点などの業務の遂行に重要な役割を果たしている。

教授会の下に研究者教員を中心とする専任教員 10 名から成る法科大学院運営委員会を置き、教授会において審議決定すべき重要事項についてあらかじめ問題点を整理し、委員の間で意見交換をした上で、教授会に議題として提出するようにしている。運営委員会は、教員間の連携をはかる要となっている。

法科大学院の管理運営にあたっては、研究科長の補佐として主任を置き、さらに、各種任務を分担する体制を整えている。本法科大学院は比較的小規模な組織であり、専任教員の数も少ないことから、あえて委員会組織を設けることはせず、専任教員が各種任務を分担する仕組みを採用したものである。各種任務としては、教務、学生生活（奨学金を含む）、入学試験（企画運営及び広報）、自己点検・評価、ファカルティ・ディベロップメント (FD)、キャンパスプラン、ハラスメント防止等があり、1 名または 2 名の専任教員が一つまたは二つ以上の任務を分担している。

(b) 点検・評価

小規模な法科大学院であることから、上記のような管理運営における連携の面においては特に問題が生じていないものとする。他方、分担については、専任教員数の少なさから、一人当たりの用務負担量が多くなる傾向がある。特に、法科大学院志願者が社会全体として減っているなかで、本学においても入試制度や広報の仕方等への改変のニーズに応える等の必要があることから、研究科長をはじめ、特定の任務を分担している者に、大きな負担が集中しがちである。

(c) 改善の方策

新たなカリキュラムや入試制度のあり方に合わせて、運営の方法についても改革してゆくことが考えられる。

(3) 研究支援職員の充実度について

(a) 現状の分析

法務研究科には 3 名の副手が配属されている。副手は、法科大学院内の教務・庶務などのほかに、実務家教員も含めて専任教員数名に 1 人の割合で研究の支援を行っている。これは、他大学には見られない特色であり、教員として非常にありがたいシステムで、研究の増進に役に立っている。

(b) 点検・評価

TA は、目下のところ、学部・法学研究科の授業のためだけに認められており、法務研究科にはまだ制度として整備されていない。TA 有資格者（法学研究科の大学院生）が極端に少ないことが、この制度整備を遅らせている原因である。

(c) 改善の方策

将来は、法科大学院を修了し司法試験の結果発表を待っている法務研修生を TA として活用することや、チューター制度の一層の活用、指導時期の早期化などが考えられよう。

(4) 教員の募集・任免・昇進に関する基準及び手続について

(a) 現状の分析

教員の募集・任免・昇進に関する基準及び手続を透明で明確なものとするために、以下のような規程や内規の整備を図ってきた。規程及び内規により、慎重な手続を経た上で法科大学院教授会において決定を行っている。

学習院大学法科大学院教員選任規程（2004(平成16)年4月1日施行）

法科大学院専任教員の採用及び昇格の手続に関する内規(2009(平成21)年4月1日施行)

学習院大学法科大学院実務家教員規程（2004(平成16)年4月1日施行）

学習院大学法科大学院実務家教員規程に関する内規（2004(平成16)年4月1日施行）

(b) 点検・評価

法科大学院教授会で、審査委員会を設置し、専門分野の研究者教員を主査、関連する分野の研究者教員を副査として、候補者の業績を審査した。審査委員会で約1カ月をかけて審査を行ったのち、審査結果は教授会で報告される。それに基づいて採用の決議が行われている。

法学部とは組織を異にするが、授業計画や研究室その他の施設の利用などにおいて関連があるため、どのような人事が行われたかは、事後に専門職大学院研究科長会議及び学部長会議にて報告することで法学部にも報告している。また、専任教員の人事に関しては法学科の科会で報告を行ってきた。

実務家教員の任期は3年であり研究者教員については、任期制は採用していない。

このように、実務家教員については任期制が導入されているが、研究者教員については流動化を促進させる措置は格別講じていない。

(c) 改善の方策

本法科大学院の特色として、優秀な人材をそろえているせいか、他大学に引き抜かれることがよくあり、結果として教員の流動化に貢献していることになっている。この点に関し、措置は格別講じていない。

法学部とは組織を異にするが、授業計画や研究室その他の施設の利用などにおいて関連があるため、どのような人事が行われたかは、事後に専門職大学院研究科長会議及び学部長会議にて報告することで法学部にも報告し、専任教員の人事に関しては法学科の科会でも報告を行ってきており両組織の密接な連携強化を模索している。

(5) 教員による研究活動について

(a) 現状の分析

各教員が十分な研究時間をとることができるように、授業および学内行政の負担を調整し、国内・在外研修制度の利用を進めてきた。海外派遣に関する基準及び手続としては、学習院大学専任教員の海外派遣に関する規程（1984(昭和59)年4月1日施行）が存在する。また、研究活動に必要な図書・雑誌を充実させるべく、文部科学省の私立大学等研究設備等

整備費補助金を申請するなどの努力を続けている。

本研究科の教員の研究活動を示す意味で、法務研究科における科学研究費補助金の申請・採択状況、受領補助金額を挙げると、以下のとおりである。なお、科研費の採択数は少ないが、他の財団から助成を受けて研究をしている者もいる。

	2011年度 (H23年度)	2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)
申請件数	1	0	0	1
採択件数	1	0	0	1
継続件数	3	3	3	1
当年度件数計	4	3	3	2
当年度交付額	3,400	2,500	2,400	1,800

(交付額の単位は千円)

(b) 点検・評価

一般に、法科大学院の教員は授業等で疲弊しているといわれているが、本法務研究科の教員はそういう厳しい環境のもとで地道な研究活動を行い、学界で評価される学術論文を発表している。しかも、特筆すべきは、教員の多くが政府の審議会、自治体・民間団体の委員会・研究会のメンバー、さらには国家試験（司法試験など）の考査委員などになって、各自の研究成果を社会に還元していることである。

(c) 改善の方策

改善点としては、図書・雑誌の充実にもっと積極的になるべきだということである。また、科学研究費補助金の採択率は全国的に見ても高いことから、一層の申請が望まれる。

(6) 教員の研究条件の整備について

(a) 現状の分析

研究条件に関し、以下では、個人研究費、個人研究室に重点を置いて、点検する。

本法科大学院は専門職大学院であるから、実務をにらんだ法理論教育を実践することをその本旨とするが、そのためには研究活動の一層の充実が不可欠である。現在個人研究費は教員一人当たり年間40万円が支給され、研究旅費もその中から支弁されることが予定されている。

2011(平成22)年度に中央教育研究棟が新設され、法科大学院の施設、研究環境は大幅に改善された。具体的には、教員の研究条件整備に関連をもつ施設としては、以下のものが設置された。

研究室：20室

判例資料室：1室

法務研究所：1室

法務研究所会議室：1室

小会議室：1室
多目的室（会議室）：1室
ワークステーション：1室
法務研究科長室：1室
秘書室（現法務研究科事務室）：1室
資料室（現法務研究科研究補助室）：1室
教員用ラウンジ（談話室）：1室

(b) 点検・評価

個人研究費の額もその使途も、全学的に統一されており、さしあたり支障はないものの、研究旅費を個人研究費の中で賄うことについては、研究活動の性質上旅費の支出が多い場合には通常の個人研究費の使用を圧迫する可能性もないではないと思われる。

上記のように新棟が建設され法科大学院の専任教員は研究室を移動した。その結果、法学部・経済学部図書センターや副手が常駐する法学部共同研究室とは建物を異にすることとなった。

(c) 改善の方策

個人研究費と研究旅費とを区分し、後者については別途一定額を定め、必要に応じて支出することが望ましいであろう。この点は、大学全体として検討することを求めていきたいと考える。

(7) 教員の研究時間を確保する方途について

(a) 現状の分析

本法科大学院では、6年間に1回研究休暇をとることができる建前になっているが、難問が山積する法科大学院では課題が多く、建前どおりの運用はなされていない。

なお、国内・在外研修制度は、法学部法学科に準拠して整備されており、2007(平成 19)年度、2014(平成 26)年度、2015(平成 27)年度に各1名ずつ、この制度を利用した実績が存在する。

(b) 点検・評価

教員の研究活動を活発化し、成果を挙げさせるためには定期的に研究に専念することを実行に移さなければならないと考える。

(c) 改善の方策

研究休暇制度を建前どおり実施すべきであり、そのためには、教員の増員を図ることや、長期的な研究休暇計画の策定実施なども必要になると考えている。

第7章 管理運営

(1) 管理運営体制の適切性について

(a) 現状の分析

本法科大学院は、その発足以来専門職大学院法務研究科として位置づけられ、独自の教授会を有し、その管理運営上の自主性・独立性が確保されている。その点において、各学部の上に置かれる大学院各研究科とは異なっている。したがって、本法科大学院は、本学における大学院各研究科により構成される大学院委員会の構成メンバーとなっていない。

本法科大学院には、その長として専門職大学院法務研究科長（以下「研究科長」という）が置かれる。研究科長は、本法科大学院教授会において選出され、法科大学院の管理運営を統括する。研究科長は、原則として毎月1回開催される法科大学院教授会を、その議長として主宰し、本法科大学院に関する各種の案件の処理を主導する。また、研究科長は、教授会開催の前に、教授会の審議の円滑な進行を図るため、運営委員会を招集し、教授会において審議決定すべき重要事項について予め問題点を洗い出し、委員の間で意見交換をしたのち教授会に議題として提出するようにしている。さらに、研究科長は、原則として毎週1回開催される学部長会議・専門職大学院研究科長会議（「合同会議」と通称される）に出席し、法科大学院を代表して大学全体の管理運営に関する審議に加わる。

(b) 点検・評価

本法科大学院は小規模な組織であり、専任教員の数も少ないことから、運営委員会や自己点検・評価委員会のほかは、あえて細分化された委員会組織を設けることはせず、専任教員が管理運営に関する各種の業務を分担する仕組みを採用している。これにより教育面のみならず管理運営に関しても、教員間の情報共有とそれに基づく適切な業務の遂行が確保されていると評価できる。

(c) 改善の方策

しいて言えば、上記の仕組みは専任教員各自に過剰な負担をもたらす危険がないではない。今後も本法科大学院が自立的な組織として発展を続けていくためには、その点に格別の注意を払い、事務室や研究補助室とも連携して、バランスのとれた業務の遂行に努める必要があると考える。

(2) 事務体制の適切性について

(a) 現状の分析

本法科大学院の事務については、現在法務研究科事務室において職員3名（実働部隊の職員2名のほかに管理職として課長1名を配置。ただし、課長は、現在学長室経営企画課長が兼務している）を中心に行われている。法務研究科事務室では、この3名のほか、アルバイト1名の雇用が認められ、事務の補助作業に従事している。また、毎年度の授業運営や成績処理に関しては、学生センター教務課の各担当者、入試の実施等に関しては、アドミッションセンターの法科大学院入試担当者と連携して適切な事務処理を行っている。

(b) 点検・評価

法務研究科事務室における事務処理は、幸いにして有能な事務職員とアルバイトを確保

できたことにより、これまで円滑に実施できていると考える。しかし、法務研究科事務室の業務は年々多様化・複雑化しており、現在の人員では各担当者にとって相当の負担超過となっていることも事実である。

(c) 改善の方策

今後も本法科大学院の管理運営を円滑に実施していくためには、事務体制の改善が不可欠であると考え。もっともこれ以上の人員増は望めないため、業務の態勢を見直し、各担当者の負担を軽減していくことが肝要であると考え。他の事務部門との業務の分担や連携のあり方について更に協議を重ね、より効率的かつ円滑な事務の遂行を図っていくこととしている。

第8章 施設、設備及び図書館

(1) 施設、設備等の整備について

(a) 現状の分析

法務研究科の設置以来、大学内の既存の施設の活用により、必要な施設・設備を提供してきていたが、2010(平成22)年8月以降、同年4月に竣工した中央教育研究棟に、法務研究科の主要な施設の移動を行い、新たな教育・学習環境が整えられた。

現在、中央教育研究棟に存在する法務研究科の専用施設は、9階に専用自習室4室、ロッカー室、10階に学生図書室、判例資料室、演習室3室、学生指導室2室、学生用ラウンジ、11階に法務研究科長室、法務研究科事務室、法務研究科研究補助室、法務研究所、小会議室、多目的室、ワークステーション、教員用ラウンジであり、専任教員の個人研究室が10階、11階に合わせて20室である。講義室、演習室としては、上記の専用施設の他に、全学共同利用の教室が用いられており、ここには模擬法廷教室も含まれている。

図書に関しては、従来から法学部、経済学部、法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営研究科の利用を念頭において、大学図書館とは別に運営されてきた法経図書センターが存在しており、2006(平成18)年度以降、法務研究科がその運用に加わる形で、既存の蔵書を有効活用している。

(b) 点検・評価

新設の中央教育棟への移動により、これまで分散して存在してきた法務研究科長室・秘書室、専任教員の個人研究室、会議室、学生の自習室などが同一の建物に集中し、教育・研究活動における交流が効率的に行われ得る環境が整った。また、法務研究科専用の事務室、研究補助室、資料作成室なども新設された。

学生の自習室は、4室で、それぞれ55、55、44、44席の合計198席が、法務研究科の学生、法務研究生、法務研修生専用として準備され、基本的には7時から23時まで活用されている。自習室ではパーティションで一人ずつ仕切られた机と椅子を1席として数えている。さらに、法経図書センターの3階、4階の書庫内に設けられているPCの利用できるキャレル36席は大学院生専用である。法経図書センターには5階の58席、6階の142席、7階の152席と多数の閲覧、自習用の席があり、その中でも、7階のPCの利用できる自習席16席、グループ学習室2室(18席)は法務研究科の学生が比較的頻繁に利用している。法経図書センターの利用時間は、書庫内のキャレルや自習席も含め、原則、8時50分から20時または21時までである。

法務研究科学生専用の自習室では大学のLANに接続が可能で、希望する学生にはPCを貸与しており、そのほかPCを持ち込めば大学のLANに接続することは可能である。本法科大学院では教員(法学科含む)及び学生対象にTKCの法科大学院教育研究支援システム、LICのLLI主要法律雑誌判例検索システム利用契約を結んでおり、大学のLANを経由すれば法務研究生、法務研修生をも含めてTKCのLEX/DBや第一法規の法情報総合データベースの利用も可能である。

現在、4室全ての席を固定席としている。以前は55席の自習室1室のみが固定席であり、他は自由席であった。自習室の席数は在籍者数を上回っているが、自習室の席を確保するという理由で本やノートなどをいちいち持ち歩かずに、固定した席上に置く学生が増

え、他の学生との間で摩擦が生じることがあったため、現在は全自習室について使用席を事務室に申請するという方式を採用し、学生の利用しやすい環境を整えている。

また、自習室より法経図書センター内の書庫などを自分の勉強環境として好む学生少なからずいる。

ロッカー室のロッカーは、法務研究科学生1人に1個が貸与されている。

法務研究科の学生、法務研究生、法務研修生専用の判例文献等資料室には、判例時報、判例タイムズ、法学協会雑誌、最高裁判所判例集、民商法雑誌等の法律判例文献情報が、バックナンバーも含め、配架されており、このための予算は年間約21万円である。

学生全員にアカウントを設け、大学のLANへの接続を可能にしていることから、（自習室も含む）学内のどのPCからでも、9階廊下に設置されている4台のプリンターを利用することができる。（現在、印刷枚数制限はしていない。）また、学生用図書室には、2台のコピー機も設置されており（学生には1人に500枚分のコピーカードを配付、必要に応じて1000枚までを限度に追加配付も行う）、必要な資料へのアクセスと利用環境は十分に保障されているといえることができる。

法務研究科が、法学部、経済学部及び関連する研究科と共同で利用している法経図書センターは、年間予算約2億1700万円、蔵書数約66万5000冊、学術雑誌（和洋）約2250タイトル、電子ジャーナル575タイトルの他、33の商業データベースと契約している（2014（平成26）年度時点）。学部図書館であるが、中規模大学の総合図書館と比べても遜色のない規模、内容である。図書に関する限り、法務研究科独自の図書施設・設備を取って設ける必要はなく、むしろ、共同利用にスケール・メリットがある。

（c）改善の方策

中央教育研究棟への移転により、東2号館にある法経図書センターへのアクセスや法学部の共同研究室に所属する副手との連絡が若干不便となったが、教員の研究活動や授業に関する補助業務を行う法務研究科補助室が2012（平成24）年度に設置されたため、法学部共同研究室とのアクセスに関しての問題は減少した。法経図書センターでは中央教育棟に図書返却ボックスを設置して図書返却の便宜を図っている。

（2）大学院学生用自習室等の整備状況について

（a）現状の分析

既に（1）において述べたように、自習室におけるPC、大学内のLANとデータベースへのアクセス、さらに、東2号館や西2号館に設置されているフリー・スタンディングPCの利用などの状況からすると、法務研究科における学生に必要な環境は整備されている。

（b）点検・評価

少なからぬ学生が、朝は8時前から、夜は23時の閉室時まで、また、日曜や授業のない期間も積極的に自習室を利用しており、年末年始の利用制限の撤廃に対する要望もある。非常によく利用されているといえる。このように長時間、長期間にわたり、学内で過ごしていることから、より快適な環境、たとえば食事をするラウンジ・スペースの確保や授業のない期間中の食堂等に対する要望などにも応えて中央教育棟には10階に学生用ラウンジ

が設けられ、また1階ではファースト・フードの店舗、12階にはレストランが営業されており、それぞれ既によく利用されている状況である。

(c) 改善の方策

学生用ラウンジが新しく設けられたが、例えば空調の稼働時間が短く、利用中に快適な温度が保てなくなるなど、新しい施設の利用であることにもなう不備が見つかることがあり、そのたびに適切な対応を講じていく必要がある。

自習室の利用の仕方については、学生の不満が解消するよう、これからも丁寧な説明に努める。

(3) 施設、設備等の維持管理に関する責任体制について

(a) 現状の分析

学内において、施設・設備等を維持・管理する最終的な責任は学校法人の施設部にあるが、日常的な維持・管理は、関係する部局が行っている。法務研究科は、法務研究科専用施設については、日常的な維持・管理を行っている。また、法経図書センターに関しては、日常的な維持・管理はセンターが行うが、全体としては法学部、経済学部と法務研究科が共同で運営についての判断をしている。

講義室、演習室等については、原則、大学（教務部）が全体として行っているが、中央教育研究棟10階の演習室及び学生指導室については、法務研究科専用の演習室として、法務研究科が維持・管理している。

(b) 点検・評価

法務研究科の授業は実務家教員や外部講師招聘との関係で6限（18時から19時30分まで）に開講されることがある。その場合には、講義室、演習室等の利用に関しても、大学（教務部）ではなく、法務研究科長が責任を持つかたちとなっている。

(c) 改善の方策

法務研究科専用の講義室を確保し、法務研究科単独で維持・管理することも考えられるが、教室全体の利用効率からすると、現在のように、大学が全体として利用を調整することの方が効率的であり、当面はこのやり方を維持していくこととしたい。

第9章 社会への対応

(1) 国や地方公共団体等の政策形成への寄与について

(a) 現状の分析

教育・研究活動を充実させるとともに、研究成果を国・地方自治体の政策形成への寄与等により社会に還元する努力を続けることを目標としている。この目標に従い、個々の教員が国や地方公共団体等の政策形成に積極的に寄与している。その例としては、以下のものがあげられる。

(i) 地方公共団体での活動

- ・ 東京都豊島区 行政情報公開・個人情報保護審議会委員

(ii) 国の機関での活動

- ・ 法制審議会（総会）委員
- ・ 法制審議会（民法・債権法改正部会）委員
- ・ 法制審議会（信託法部会）委員・部会長
- ・ 司法試験・司法試験予備試験考査委員（法務省）
- ・ 司法試験委員会委員
- ・ 参議院職員倫理審査会委員
- ・ 中央労働委員会公益委員
- ・ 領事法制研究会委員（外務省）
- ・ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会専門委員（文部科学省）
- ・ 大学評価・学位授与機構学位審査会審査委員
- ・ 大学評価・学位授与機構学位審査会法学・政治学専門委員会委員（主査）
- ・ 大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員
- ・ 大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会委員
- ・ 大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会運営連絡会議委員
- ・ 工業所有権審議会試験部会 試験委員（特許庁）

(iii) 国際機関での活動

- ・ 国際比較法アカデミー・会員
- ・ 投資紛争解決国際センター（ICSID）仲裁人

(iv) 企業・業界団体・公益法人等と連携しての活動

- ・ （公財）国際民商事法センター ベトナム民法共同研究会 委員
- ・ 株式会社整理回収機構苦情処理評価委員会委員
- ・ 信託法学会・理事長
- ・ 全国銀行学術研究財団・理事
- ・ 公益財団法人・トラスト未来フォーラム・理事
- ・ 三菱UFJ信託銀行・社外取締役

(b) 点検・評価

上記以外にも、審議会・研究会の構成員として政策形成に寄与している例は多い。既に相当程度の寄与が達成されているといえる。

(c) 改善の方策

国や地方自治体の政策形成に意義を持つような研究を引き続き積み重ねていくことが重要である。

(2) 企業等との連携について

(a) 現状の分析

本法科大学院は、複数の法律事務所と教育研究上の連携を行っている。まず、10 を超える法律事務所や公的機関に夏季のエクスターンシップとして学生を派遣している。また、これらの法律事務所の弁護士が法務研究所主催の研究会に参加している。エクスターンシップ派遣先としては具体的には、荒木・西畑法律事務所、古賀総合法律事務所、東京第一法律事務所、光和法律事務所、西綜合法律事務所、シティユーワ法律事務所、ルネス総合法律事務所、松尾綜合法律事務所、法テラス、豊島区等に学生を派遣した（2014(平成 26)年度及び2015(平成 27)年度)。

また、個々の教員が企業・業界団体・公益法人等と連携して研究・教育活動を行っている例も少なくない。具体的には、信託協会（信託銀行の業界団体）で開催の商事信託研究会や公益社団法人商事法務研究会における公益信託研究会への参加等があげられる。

(b) 点検・評価

企業等との連携は十分な水準で行われている。今後もこれを継続していくことが必要である。

(c) 改善の方策

法律事務所と連携したエクスターンシップは学生の要望にこたえて始められたものであり、参加した学生からの評価も高い。今後も拡充していきたいと考える。

おわりに

本評価書で指摘した現状分析を法科大学院スタッフ全員で共有しながら、改善の方途で示した方策を1つずつ積極的に進めていくことが必要である。「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」に従い、改善の達成状況は引き続き自己点検の対象としながら、その結果をホームページ等で公表することを通じて、本法科大学院教育の質を高めるとともに、教育組織としての説明責任を果たしていくことがとりわけ重要であると考えている。